

事務連絡
令和2年10月5日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿

(内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、
国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長宛は参考送付)

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

国営土地改良事業における適切な工期設定等について

国営土地改良事業における適切な工期の設定については、「令和2年度農村振興局所管公共事業等の施行について」(令和2年4月8日付け農村振興局長通知)により、当該年度中の完成を見込むものは3月末の工期とせず2月末までの工期とするなど弾力的な対応を図り、工事の施工の平準化を図ることが通知されているところである。

また、工事実施において、設計図書との不適合による改造又は完成検査に合格しないことによる修補を行うこととなった場合、

- ・その後の完成検査の合格日が工期末以降となれば損害金が発生すること
- ・その後の完成検査の合格日が翌年度となれば、前払金及び部分引渡しを受けた部分に相応する額を請負代金額から控除した残りの金額の支払に対し、当該年度予算を充当できず不用となり、次年度予算で支弁しなければならないことなどの状況が生じる。

このことから、今後発注する工事については、不測の事態への対応が十分にとれるよう、余裕工期の設定を含む適切な工期設定を行うことに加え、プレキャスト製品の活用等による工期短縮の工夫も行いつつ、次の事項に留意願いたい。

- (1)原則として、3月中旬以降に工期末を設定しないこと。
- (2)完成通知提出後は速やかに完成検査を行うこと。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 國分・渡辺
電話番号 03-3502-6094 (内線 5513)